

〔『法学新報』第一〇九号 明治三十三年四月二十日〕

○討論会彙報

春色駘蕩百花並ひに発くの時誰か又た法理を談する者あらん左
れば各法律学校に於ける討論会も一時休止の有様なるが獨り東
京帝國大学法科に於ては左の問題に就て相研究する由、但其の
主論者及び期日は未定なり

人を陷害せんと欲し自ら其人なりと称し無実の犯罪を自主せ
り誣告罪を以て論ずるを得るや否や

果して何人の出題なるやは知らされども是れ前年明治法律学校
に於て勝本先生と古賀先生とか主論者となりて弁難攻撃したる
ことあるものなり刑法改正草案に不実の告訴、告発又は申告云々と規定したるは蓋し此の如き場合に応せんとするに出てたるものなるべく立法上亦た決して不可なりとせず、然るに現行刑法には単に誣告とあるより従来の学者殆んど咸な告訴又は告発を為したことと要すとせるの結果本問の如きは之を無罪とす

、
、
、
、
、
、

るの已むを得ざるに至れり故に古賀先生か此の多数の説に異議を唱へられたるは實に敬服せんはある可らず嘗て勝本先生の講義を聞くに曰へるあり单に誣告と云ふときは必ずしも司法官府に対する告訴、告発のみに限らされども条文に被告人刑に処せられたるとき云々とあるより推考すれば司法官府に対する告訴、告発即ち犯罪を告くるものに限ることを知る可しと某熟ら思ふに被告人刑に処せられたるとき云々とあるより所謂誣告は司法官府に対するものならざる可らざるは則ち然れども司法官府に対する誣告は告訴、告発の二者に限るや否や唯た漠然誣告とある以上は漫に之を限ることを許さるなり況んや被告人刑に処せらるゝに足るの申告なる以上は告訴、告発と同一の結果を生ずるものにして其の間毫も怪庭なきに於てをや要するに本問は誣告罪として疑ひなきものなり

我東京法学院討論会は創立以来日に益々盛んに帝都隨一の討論会として目せらるるに至れり是れ職として会長、講師及び我等の熱心と問題の撰定其の宜しきに由るものとす而して其の第五回は本月二十九日午後一時より開会す可く講師中村進午、立作太郎、院友花井卓藏、石山彌平、ト部喜太郎の諸氏來会して名論卓説を吐露せらるゝ筈なり其の状況を報するは例に依て其の人ある可しと雖も恐らくは本日発行の法学新報に間に合はざるならん仍て問題を示せば左の如し（法学院生徒某報）

当事国的一方が国際条約を実施するに付き憲法上法律を必要とする場合に於て議会の協賛を得ざる為め該法律が成立せざるときは他方は之に対しして国際法上条約履行の責に任せしむ